

2021年3月1日

特定処遇改善加算（介護部門・学童部門）

株式会社プロエイド
統括責任者 山村武尊

【内容】

介護職員等特定処遇改善加算とは、『経験・技能のある介護職員』に重点化して、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を行うための加算として、令和元年10月の介護報酬改定により創設されました。

【算定要件】

- 1、現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- 2、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- 3、ホームページへの掲載など通じた見える化を行っていること

○キャリアパス要件Ⅰ

- ・介護職員の任用における職位、職責または職務内容等の要件を定めている
- ・上記に掲げる職位、職責又は職務内容などに応じた賃金体系を定めている
- ・上記について就業規則などの明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している

○キャリアパス要件Ⅱ

- ・介護職員の職務内容などを踏まえ、介護職員と意見交換をしながら、資質向上の目標及び、下記に関する具体的な計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保している。
 - ① 月に1回勉強会や新人職員に向けた介護技術研修、そしてエルダー職員に向けたエルダー研修、管理者向けの管理者研修を計画実施している。
 - ② 外部研修計画を立案して、実践者研修や認知症リーダー研修などの受講を計画的に取り組んでいく。また自社内で実務者研修を開講し、半額サポートをしながら受講しやすい環境を整えている。
- ・上記について、すべての職員に周知している。

○キャリアパス要件Ⅲ

・職員について、経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

- ① 経験に応じて昇給する仕組み
- ② 資格などに応じて昇給する仕組み
- ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組み

・上記について、すべての職員に周知している

○職場環境等要件について

・入職促進に向けた取組

⇒ ・職場体験の受け入れや地域行事への参加などによる職業魅力度向上の取組

・資質の向上やキャリアアップに向けた取組

⇒ ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

・エルダー制度などの導入

・両立支援、多様な働き方の推進

⇒ ・子育てや家族などの介護などと仕事の両立を目指す者のための休業制度などの充実、事業所内託児施設の整備

・腰痛を含む心身の健康管理

⇒ ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフトなどの介護機器等導入及び研修等による腰痛対策実施

・生産性向上のための業務改善の取組

⇒ ・タブレット端末やインカムなどの ICT 活用や、見守り機器などの介護ロボットやセンサーなどの導入による業務量の縮減

・やりがい、働きがいの醸成

⇒ ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念などを定期的に学ぶ機会の提供

○見える化要件について

・自社のホームページに掲載

・サイボウズへの掲載

【特定処遇改善手当の内容について】

※賃金規定に定める以下の項目についてを特定処遇改善加算を財源として支給する

従業員のグループを①②③に分ける。分け方としては、下記参照とする。

| グループ | 介護福祉士資格取得年数 | 役職 | 雇用形態 |
|------|-------------|------|---------|
| ① | 10年以上 | L1以上 | 扶養範囲外以上 |
| ② | 5年以上 | E1以上 | 〃 |
| ③ | その他 | その他 | その他 |

【配分方法】

| グループ | | 基本給（月額） | 役職手当（月額） | 職能給 |
|------|-----|---------|----------------|-----------------|
| ① | 月額 | 20,000円 | 20,000円 | 10,000円～20,000円 |
| | 時間給 | 150円UP | 20,000円 | 10,000円～20,000円 |
| ② | 月額 | ----- | 5,000円～10,000円 | 5,000円～20,000円 |
| | 時間給 | ----- | 5,000円～10,000円 | 5,000円～20,000円 |
| ③ | | 0円 | 5,000円 | 2,000円～5,000円 |

この規定は、2019年10月1日施行した

この規定は、2021年3月31日に改編した